

みどりスタジオ利用規約

当施設をご利用頂くにあたり、下記の規約を遵守していただきます。なお、当利用規約は予告なく改正され、定めのない事項については当施設が必要な規約を定めることができ、その効力はすべての利用者様に及ぶものとします。

第1 お申込み・ご利用に関する規定等

1 利用料金

(1) 料金

利用料金については別表に定める。

(2) 延長料金

延長料金は、30分毎に、使用している部屋の1時間分の料金の半額を支払うものとする。ただし、常に延長が可能であることを意味するものではない。

(3) その他、連続利用及び、定期利用については、別途定めるものとする。

(4) 料金の支払方法は現金または銀行振込みとする。振込みによる場合、振込手数料は利用者の負担とする。

(5) 利用時間

ア 施設の利用時間は、スタジオ及び2階施設については午前10時から午後10時までとし、調理場は、午前10時から午後6時までとする。

イ 利用者は定められた退出時間を厳守するものとする。

ウ スタジオの利用時間には搬入、搬出、更衣等の準備や後片付けの時間も含まれるものとする。

エ 予約時間内に退出が完了できない場合は、利用者に対して、1時間分の追加料金を請求する場合がある。

2 利用予約

(1) 利用予約は利用予定日の前日まで受け付けるものとする。

(2) 予約申込みの方法は、電話及びメールによるものとする。メールで予約の申込みを受けた場合は、当施設は予約申込者に対して適宜の折り返し連絡をする。

(3) 予約受付時間は、電話予約については午前9時から午後6時、メール予約については随時受け付けるものとする。

(4) 予約時には、利用者は、当施設に対して、利用時間、利用人数、利用目的を通知するものとする。

(5) 初利用の利用者は、写真付身分証明書（運転免許証等）を提示するものとする。

(6) 当施設から、利用者に対して、予約のスケジュールの確認の連絡をすることがある。この場合に利用者と連絡が取れない場合には、予約を取り消すことがある。

3 申込みの変更・取消し

- (1) 日程の変更・キャンセルは、電話での連絡によるものとし、特段の事情のない限り、メール・FAXでの変更・キャンセルはできないものとする。
- (2) 当施設は、利用者に対して、利用予定日の7日から10日前の間に、予約確認の電話をする。
- (3) キャンセル料
キャンセル料は、利用予定日の1週間前までは無料、2日前から6日前までは料金の50%，前日及び当日は100%とする。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、申込み受諾後であっても利用を拒否する場合がある。また、利用者が施設を利用中の場合であっても、即時、利用の中止を求める場合がある。この場合においては、利用料の返還は行わない。
ア 5項各号に定める禁止行為に違反した場合。
イ 公序良俗違反に当たる行為をした場合。
ウ 申込み時の使用目的・使用方法に反した場合。
エ 近隣に迷惑を及ぼし、当施設の指示に従わない場合。
オ 利用者がその使用を当施設の承諾なく第三者に譲渡、または転貸した場合。
カ 風紀上または管理上、使用が不適当と当施設が認めた場合。
キ その他、利用規約に反する一切の行為があった場合。

4 利用方法

- (1) 利用者は、施設利用に当たってその目的を明示し、その目的の範囲内において施設の利用を行うものとする。
- (2) 利用者は、施設内の機材について下記の規約に従う。
ア 利用者は、あらかじめ機材の使用方法等についての指示・説明を受け、これに従い、あらかじめ指示・説明を受けていない機材については一切手を触れないものとする。
イ 機材等に不具合があった場合には、直ちに当施設に報告し、利用者で対処することのないようにする。
ウ その他、機材の破損を発見した場合は、直ちに当施設に報告する。
- (3) 利用者が施設内の備品を使用した際は必ず元の位置に戻すこととする。
- (4) 利用者は、施設利用終了後は、動かしたものや使用したものをもとの位置に戻すなどの簡易清掃を行うものとし、簡易清掃の時間は利用時間に含まれるものとする。なお、ごみは、原則として利用者が持ち帰るものとするが、利用者が所定の方法（①ビン・缶②ペットボトル③不燃ごみ④可燃ごみ）により分別しておくことで、当施設が①ないし④を各1袋のみ無料で処理する。
- (5) 利用者は、当施設内の他の利用者の迷惑とならないように配慮するものとする。

- (6) 利用者は、著作物の上演、演奏等を行うに当たっては、著作権法等の各関係法令を遵守するものとする。
- (7) 当施設は、モニターカメラによる管理をし、録画を行う場合もあることを利用者は了承する。
- (8) 当施設では無料インターネット接続を利用できるが、当施設は、利用者によるインターネットの使用により利用者に損害やトラブルが発生した場合の責任を負わない。

5 利用上の禁止事項

- (1) 当施設内での喫煙・飲食は指定の場所以外禁止とする。
なお、イベント等で飲食物の提供を行う際には、利用者は当施設に対して、あらかじめその旨を申請することを要する。
- (2) 利用目的により、酒気を帯びた者の利用を禁止する。
- (3) 火薬・爆薬などの危険物の持ち込みを禁止する。
- (4) 原則として、火気類の使用を禁止する。ただし、キッチン利用、バーベキューの実施等、利用者があらかじめ申し出た利用目的において当施設から承諾があった場合はこの限りでない。
- (5) スタジオ内は土足禁止とする。
- (6) ペット等、動物の入室を禁止する。
- (7) 18歳未満の者については、午後10時以降の出入りを禁止する。
- (8) 利用を許可された施設以外への立入りを禁止する。

6 広告の方法

利用者が当施設を利用しての活動について広告を行うにあたっては、当施設の風評を害しないよう配慮するものとする。

7 肖像権についての承諾事項

利用者は、4項7号に定める当施設による防犯カメラによる撮影により利用者の肖像が残存することを承諾する。当施設が広告等の目的で利用状況を撮影した画像に利用者の肖像が含まれる場合において、当施設が、当該画像をホームページ、フェイスブック等のSNSにアップロードすることについても、同様とする。

第2 不測の事故等に関する免責

- 1 当施設内（以下、駐車場内を含む）での貴重品や持込備品などは個々の責任で管理するものとし、当施設は、利用者の、施設利用上の事故や盗難、紛失などについて、利用者に対して、一切責任を負わない。
- 2 当施設は、利用者の、利用規約に反する態様での利用による怪我・事故等について、利用者に対して、一切責任を負わない。
- 3 当施設は、利用者の活動により利用者以外の第三者に生じた損害について、当該第三者に対して、一切責任を負わない。
- 4 停電等、不可抗力により設備の使用ができなくなった場合、当施設は、当該事象により利用者または第三者に発生した損害について、賠償の責任を負わない。

第3 遺失物の取扱い及び免責

- 1 遺失物の保管期限は施設利用の翌日から6か月間とし、保管期限後は処分するものとする。また、当該処分により利用者に損害が発生しても、当施設は利用者に対して責任を負わない。
- 2 当施設は、利用者に対して、前項の遺失物の保管に関して、自己の物と同様の注意義務の範囲においてのみ責任を負う。

第4 利用者の損害賠償責任

- 1 利用者が、施設内の設備・備品などを破損した場合は、当施設に対して、修理代金等の原状回復費用相当額を賠償する義務を負う。
- 2 当該修理期間について、施設そのものの利用ができない場合には、利用者は当該期間の施設利用料相当額についても賠償する義務を負う。
- 3 持ち込みの機材が原因である等、利用者の責に帰すべき理由により電源が落ち、これにより損害が生じた場合には、利用者は当該損害を賠償する義務を負う。

第5 個人情報保護方針

1 個人情報の取扱いの基本方針

当施設は、利用者から得た個人情報の重要性を十分に認識し、管理するものとする。

2 個人情報保護・管理に関する事項

当施設は、以下の基本方針に基づいて、個人情報保護に努めるものとする。

- (1) 個人情報保護法その他関係法令およびガイドライン等を遵守する。
- (2) 当施設における個人情報の収集・利用は、目的を明確にする。
- (3) 利用者の個人情報を厳重に管理する。
- (4) 情報漏洩に対する予防措置および安全対策を講じる。
- (5) 正当な理由がない限り、第三者に情報の開示、提供をしない。

3 個人情報の収集・利用目的の公表に関する事項

当施設サービスを提供するにあたり個人情報を取得する場合があり、これらの情報は以下の目的に利用するものとする。

- (1) スタジオレンタル事業において、そのサービスの提供のため。
- (2) 契約内容の確認のため。
- (3) 利用時の本人確認及び利用状況確認のため。
- (4) 緊急時の連絡のため。
- (5) 商品情報・サービス情報のご案内のため。
- (6) 防犯上及び事故防止のため。

第6 反社会的勢力の排除

- 1 当施設は、利用者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係

企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、施設利用契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 当施設は、利用者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、利用契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当施設の信用を棄損し、又は当施設の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当施設が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、利用者に損害が生じても当施設は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当施設に損害が生じたときは、利用者はその損害を賠償するものとする。

以上